

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第四項第一号、第六条の二第二項、第十二条第四項、第十四条第十項ただし書及び第十四条の四第十項ただし書並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「ガラスくず」の下に「、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）」を加える。

第三条第四号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)中「(3)(二)」を「(2)(二)」に改め、同号イ(4)

を同号イ(3)とし、同条第五号中「(4)」を「(3)」に改める。

第六条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

第六条の十二第三号及び第六条の十五第二号中「第三号まで」を「第四号まで」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第三条第四号イ(4)」を「第三条第四号イ(3)」に改める。

別表第三第一号上欄中「第三条第四号イ(4)」を「第三条第四号イ(3)」に改め、同表第二号上欄中「第三

条第四号イ(1)及び(3)」を「第三条第四号イ(1)及び(2)」に改め、同表第三号上欄中「、同号イ(3)に掲げる廃棄物」を削る。

別表第四第一号上欄中「第三条第四号イ(3)(ハ)」を「第三条第四号イ(2)(ハ)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ(2)に掲げる一般廃棄物の海洋投入処分を行っている者に係る同条第四号イ(2)に掲げる一般廃棄物の海洋投入処分については、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三第三号上欄に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出を行っている者に係る同表第三号上欄に規定する同条第四号イ(2)に掲げる廃棄物の排出については、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三の規定に

かわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。